2015年1月21日



実務対応報告公開草案第43号(実務対応報告第31号の改正案)

「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける 借手の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」について

公益社団法人 日本証券アナリスト協会(会長:大場 昭義 東京海上アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長)は、2014年11月21日に企業会計基準委員会(以下 ASBJ)が公表した「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」(以下『公開草案』)について意見書を作成し、1月21日に ASBJ へ提出しました。

【意見書のポイント】

- ✓ 実務対応報告第31号の当初公開草案に対して、2014年5月7日にASBJへ提出した意見書の中で、我々は「第5項ではリース取引の契約内容が変更された場合の会計処理を示しておらず、実務を混乱させ、企業間の比較可能性を損なう可能性がある」ため、取扱いを明示することを提案した。
- ✓ 『公開草案』には、第 6 項~第 10 項「リース契約の変更の取扱い」と、オペレーティング・リース取引からファイナンス・リース取引への契約変更の[設例]が 2 つ追加されており、我々の提案に応えたものとして高く評価している。
- ✓ 『公開草案』の第6項は、「契約内容が変更された場合のファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの再判定にあたっては、契約変更時に、契約変更後の条件に基づいて当初のリース取引開始日に遡って判定を行う」旨を定めており、我々の提案に沿ったものである。
- ✓ 契約内容の変更後もオペレーティング・リース取引と判定される場合の会計処理の検討が不十分な様に思われる。『公開草案』の第 26 項(2)の「両者の差額を損益に認識する」金額をどのように算定するかが明らかではなく、各期へのリース料の配分方法などを示さないと会計処理が多様化し、財務諸表の比較可能性が低下することが懸念される。

【添付資料】「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける 借手の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」について

本件に関するお問い合わせは下記まで

日本証券アナリスト協会 電話:03-3666-1577

担当:理事·教育第一企画部長 貝増 眞